作業部会で検討すべき主な課題

- 1 千葉市における拠点の5つの機能の充足度を、既存事業も含め、 障害種別毎に、また、重度化・高齢化の視点も踏まえて検討。
- 2 1の検討を踏まえ、千葉市において特に不足していると思われる 機能について必要な対策とは何か。
- 3 緑区・知的障害限定のスモールスタートから全市全障害展開する にあたって、どのように展開していくか。
- 4 計画相談、委託相談、拠点コーディネーターの役割分担
- 5 緊急時の定義づけや対応の具体的仕組、関係機関の役割分担
- 6 拠点加算の活用について

基幹相談支援センター(国要綱抜粋)

1 業務内容

基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、 障害者相談支援事業及び成年後見制度利用支援事業並びに身体障害者福祉法第9条第5 項第2号及び第3号、知的障害者福祉法第9条第5項第2号及び第3号並びに精神保健 及び精神障害者福祉に関する法律第49条第1項に基づく相談等の業務を総合的に行う。 具体的には、地域の実情に応じて以下の業務等を行うものとする。

- (1) 総合的・専門的な相談支援の実施
 - ・ 障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的な相談支援や専門的な相談支援の 実施
- (2) 地域の相談支援体制の強化の取組
 - ・ 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言
 - ・ 地域の相談支援事業者の人材育成の支援(研修会の企画・運営、日常的な事例検討 会の開催、サービス等利用計画の点検・評価等)
 - 地域の相談機関(相談支援事業者、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員、高齢者、児童、保健・医療、教育・就労等に関する各種の相談機関等)との連携強化の取組(連携会議の開催等)
- (3) 地域移行・地域定着の促進の取組
 - ・ 障害者支援施設や精神科病院等への地域移行に向けた普及啓発
 - ・ 地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネート
 - ※ 基幹相談支援センターは、地域の実情に応じて市町村が設置する協議会の運営の 委託を受ける等により、地域の障害者等の支援体制の強化を図る。
- (4) 権利擁護・虐待の防止
 - ・ 成年後見制度利用支援事業の実施
 - ・ 障害者等に対する虐待を防止するための取組

2 人員体制

基幹相談支援センターは、地域の実情に応じて、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として必要となる人員(主任相談支援専門員、相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等)を配置する。